

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【物理的アクセス関係】(詳細版)

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
食品アクセスの確保に向けて、ラストワンマイル配送に必要な実証・設備・機器の導入を支援する。	食品流通業者等で構成される協議会等	移動販売車の導入等	①ラストワンマイル実証等に係る経費 ②設備・機器導入経費	①:定額(上限3000万円/協議会等) ②:1/2以内(上限1億円/協議会等、3000万円/構成員)	●物流革新に向けた食品等流通総合対策	https://www.maff.go.jp/i/supply/hozvo/kanbo/231207.020-1.html	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課	03-3502-5741 syokuhin_ryutu@maff.go.jp
食品アクセスの確保に向けた取組を推進する体制の構築に向けて、地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援する。	都道府県、市区町村	現状・課題の調査・分析	調査経費(調査員手当、調査員旅費等)、分析経費(専門家謝金等)	定額(上限300万円/か所)	●食品アクセス確保対策推進事業	https://www.maff.go.jp/i/supply/hozvo/syouan/240222.141-3.html	農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課	03-3502-5723 shokuiku@maff.go.jp

<p>1 円滑な食品アクセスの確保推進 国民の円滑な食品アクセスを確保するため、①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置、②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置、③地域における食品アクセスの現状・課題の調査、④課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援する。</p>	<p>1について ①～③:都道府県、市区町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、社会福祉協議会</p>	<p>1について ①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置 ②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置 ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査</p>	<p>1について ①地域協議会の活動経費(事務局員手当・旅費等)、会議開催経費(委員謝金・旅費等) ②コーディネーターの活動経費(人件費、旅費等) ③食品アクセスに関する調査経費(調査員手当、調査員旅費等)</p>	<p>1について ①～③:定額(上限1,000万円/年、1,500万円/地域) ※2年目は3/4補助、3年目は1/2補助</p>	<p>○食品アクセス緊急対策事業</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/syouan/access/vosan/torikumi.html</p>	<p>農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課</p>	<p>03-3502-5723 shokuiku@maff.go.jp</p>
<p>2 食品アクセス確保の取組の全国展開 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、先進的な事例を収集・活用等することで、取組の全国展開を図る。</p>	<p>2について 民間事業者</p>	<p>2について 相談窓口の設置等による食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組支援、先進的な事例の収集・活用等</p>	<p>2について 地域協議会の相談窓口(スタートアップ支援)に係る費用、事例集・PR作成に係る費用等</p>	<p>2について 3,511万円</p>		<p>https://www.maff.go.jp/i/suuplv/itaku/sonota/index.html ※うち、令和5年度食品アクセス緊急対策委託事業(食品アクセス確保の取組の全国展開)</p>		
<p>中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援する。</p>	<p>複数集落を含む地域協議会</p>	<p>むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援 ※生活支援の実証に取り組む場合は、農用地保全や地域資源活動と関連した取組であること</p>	<p>調査、計画作成、実証に関する取組を支援 ・旅費(調査等旅費・委員等旅費) ・事務費(通信運搬費、職員手当等) ・実証に必要な土地基盤・機械・施設等整備費等 ※生活支援の実証に取り組む場合は、農用地保全や地域資源活動と関連した取組であること</p>	<p>事業期間:上限3年間 交付率:定額(上限3,000万円(1,000万円(年基準額)×事業年数)) ※対象地域は、農林統計上の中山間地域や8法指定地域等</p>	<p>●農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち農村型地域運営組織形成推進事業</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/noushin/tiiki/sesaku/chusankan-suishin.html</p>	<p>農林水産省農村振興局地域振興課</p>	<p>03-3502-6286 chiikishinkou_ml@maff.go.jp</p>

<p>デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>①地方創生拠点整備タイプ ・地方公共団体の行う買物困難者に対する移動販売等の核となる拠点施設(道の駅等)の整備を支援</p> <p>②地方創生推進タイプ ・地方公共団体の行う地域の事業者等と連携した取組を支援</p> <p>③デジタル実装タイプ ・地方公共団体の行うドローン配送のサービス実装を支援</p>	<p>①地方創生拠点整備タイプ ・地方創生に資する拠点施設の整備(主にハード事業)に要する経費</p> <p>②地方創生推進タイプ ・地方創生に資する取組(主にソフト事業)に要する経費</p> <p>③デジタル実装タイプ ・デジタル実装に要する経費</p>	<p>①地方創生拠点整備タイプ ・補助率:1/2 ・国費の補助上限額(都道府県の場合):15億円 ・要件:地方創生に資する拠点施設の整備</p> <p>②地方創生推進タイプ ・補助率:1/2 ・国費の補助上限額(都道府県・横展開型の場合):1.0億円 ・要件:地方創生に資する取組</p> <p>③デジタル実装タイプ ・補助率(TYPE1の場合):1/2 ・国費の補助上限額(TYPE1の場合):1.0億円 ・要件:デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を図る取組</p>	<p>●●デジタル田園都市国家構想交付金</p>	<p>https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html</p>	<p>内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局 内閣府地方創生推進室</p>	<p>03-6257-1410</p>
<p>過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。</p>	<p>地方公共団体 地域運営組織等</p>	<p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 過疎地域等における集落ネットワーク圏において、地域住民が中心となって形成した地域運営組織等が行う買物支援等の取組を支援 (取組例) ・買物支援バスの運行 ・移動販売車による買物支援 ・ドローンを活用した買物支援 等</p> <p>②過疎地域持続的発展支援事業 過疎市町村がICT等技術を活用して行う買物支援等の取組を支援 (取組例) ・デマンド交通実証事業 ・ドローンによる買物支援 等</p>	<p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費 ・生活の安全・安心確保対策(有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等) 等</p> <p>②過疎地域持続的発展支援事業 (1)ICT等技術を活用する事業で、以下の取組を目的とするものに要する経費 ・生活の安全・安心確保対策(コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等) ・集落の維持・活性化対策(集落の見守り活動、住民との話し合い等) 等 (2)ICT等技術活用事業を実施する上で要する調査研究に係る経費</p>	<p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 定額補助(1,500万円) ※下記事業については、限度額を上乗せ ①専門人材を活用する事業(+500万円) ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円) 上記①+②併用事業(+1,500万円)</p> <p>②過疎地域持続的発展支援事業 上限額:2,000万円 補助率:市町村等1/1、 都道府県1/2または6/10</p>	<p>●●過疎地域持続的発展支援交付金</p>	<p>https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_syousei/gyouousei/2001/kaso/kasomain1.htm</p>	<p>総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室</p>	<p>03-5253-5536 (内線23131,23133) kasotaisaku@soumu.go.jp</p>

<p>公道を走行する自動配送ロボットの採算性を確保したサービスモデルを創出し、市場の確立を図るため、複数拠点・多数台運行による大規模なサービス実証を行う。</p>	<p>民間企業等</p>	<p>実証実験等への補助</p>	<p>人件費、機械装置・システム費、専門家経費、借料及び賃料、補助員人件費等</p>	<p>補助率:大企業1/3 中小企業2/3</p> <p>上限:大企業4,000万円 中小企業8,000万円</p> <p>要件: ・多数台の自動配送ロボットを効率的に運用するサービスモデルの仮説が提案されていること ・公道を主に走行し、10台以上の自動配送ロボットの運用を行う実証内容であること等</p>	<p>○物流効率化に向けた先進的な実証事業 うち、自動配送ロボット導入促進実証事業</p>	<p>https://logiefficiency-meti.jp/</p>	<p>経済産業省商務・サービスグループ物流企画室</p>	<p>03-3501-0092 exi-bzl-ryutsu-buturyu-yosan@meti.go.jp</p>
<p>ロボットの未導入領域におけるロボット社会実装に向けて、ユーザーの業務フローや施設環境の変革を含むロボットフレンドリーな環境の実現が必要である。このため、ユーザー、メーカー、システムインテグレーター等が連携し、 ①屋内環境 ②屋外環境 のそれぞれにおいて、ロボットフレンドリーな環境の実現に向けて研究開発等を実施する。 (自動走行ロボットを活用した配送サービスの実現のための技術開発)</p>	<p>民間企業等</p>	<p>補助</p>	<p>人件費、機械装置費等</p>	<p>補助率:大企業:1/2 中小企業:2/3</p> <p>上限:5,000万円程度</p> <p>要件:令和6年度の追加公募は無し (事業期間3か年で4者を令和4年度に採択済みであり、継続支援を予定)</p>	<p>●革新的ロボット研究開発等基盤構築事業(うち、 ②屋外環境)</p>	<p>https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100188.html</p>	<p>経済産業省商務・サービスグループ物流企画室</p>	<p>03-3501-0092 bzl-delivery-robot@meti.go.jp</p>

<p>地域の公共交通のリ・デザインと社会的課題解決を一体的に推進するための多様な関係者の共創や、DX・GXによる持続可能な地域公共交通の実現を図るため、官民、交通事業者間、他分野の共創やMaaSのさらなる高度化を推進する取組を支援する。</p>	<p>交通事業者を含む協議会や連携スキーム等 (自治体又は地方運輸局の推薦を受けていることが必要。)</p>	<p>実証運行経費等の補助</p>	<p>実証運行の準備及び実施に係る費用等</p>	<p>補助率: 2/3(上限1億円)等</p> <p>補助上限: 地域区分A:主に中小都市、過疎地など人口10万人未満の地方公共団体 補助対象経費500万円以下の部分については定額、500万円を超える部分は2/3(上限1億円) 地域区分B:主に地方中心都市など人口10万人以上の地方公共団体 2/3(上限1億円) 地域区分C:主に大都市など東京23区、三大都市圏の政令指定都市 1/2(上限1億円)</p> <p>要件: 要綱URLを参照</p>	<p>◎共創・MaaS実証プロジェクト</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/soseisaku/transport/kyouso/</p>	<p>国土交通省総合政策局地域交通課</p>	<p>03-5253-8987</p>
<p>地域の実情に応じた生活交通の確保維持を目的とし、地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行等への支援を実施。</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域交通法に基づく協議会</p>	<p>運行経費等補助</p>	<p>補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額</p>	<p>補助率:1/2 等</p> <p>補助上限等の詳細については、要綱URLを参照</p>	<p>◎●地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業)</p>	<p>「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」 https://www.mlit.go.jp/soseisaku/transport/soseisaku/transport_tk_000041.html</p>	<p>国土交通省総合政策局地域交通課</p>	<p>03-5253-8987</p>

<p>物流の革新に向けた政策パッケージにおいて物流GXや物流効率化を強力に促進することとしていることも踏まえ、モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、「協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費」や「認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化、中継輸送の初年度の運行経費」に対して支援を行うとともに、省人化・自動化に資する機器の導入に対して支援を行う。</p>	<p>物流事業者、荷主等で構成される協議会</p>	<p>①計画策定経費補助 ②運行経費補助</p>	<p>①について ・協議会開催費用、データ分析費用、実証調査のための試験輸送費用 ②について ・モーダルシフト、幹線輸送集約化、過疎地域のラストワンマイル配送効率化、中継輸送の取組の促進</p>	<p>①について ・計画作成経費補助：定額(上限200万円) ・省人化・自動化機器導入を含む場合上乗せ：1/2以内(上限300万円) ②について ・運行経費補助：1/2以内(上限500万円) ・省人化・自動化機器導入を含む場合上乗せ：2/3以内(上限500万円)</p>	<p>◎●モーダルシフト等推進事業</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms.subsidy.html</p>	<p>国土交通省物流・自動車局物流政策課</p>	<p>03-5253-8799</p>
<p>物流分野における労働力不足や荷主や消費者ニーズの高度化・多様化による多頻度小口輸送の進展、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化等に対応するため、物流総合効率化法に基づき、「2以上の者の連携」による流通業務の省力化及び物資の流通に伴う環境負荷の低減を図るための物流効率化の取組を支援する。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>◎物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html</p>	<p>国土交通省物流・自動車局物流政策課</p>	<p>03-5253-8801</p>
<p>過疎地域等において輸配送の効率化及び買物等の生活利便性の抜本的改善を図るため、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer.4.0」を活用しながら、ドローン物流の社会実装を推進する。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>◎ドローン物流の社会実装推進</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/common/001475185.pdf</p>	<p>国土交通省物流・自動車局物流政策課</p>	<p>03-5253-8801</p>

<p>①買物環境の調査とともに、先進事例の概要や買物弱者支援事業のポイントをまとめたマニュアルの作成・公表。 ②現在の買物環境、先進事業、技術等の実態調査事業を実施。 ③自治体による関連支援策・事業予算等を収集し、経産省HPへの公表。</p>					<p>◎ ①平成26年度 買物弱者支援マニュアル ②買物弱者支援事業者事例集 ③国・地方自治体による買物弱者支援策紹介</p>	<p>https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/kaimonojakusvashien.html</p>	<p>経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課</p>	<p>03-3501-1708 bz1-s-shosa-syohiryutsuseisaku@meti.go.jp</p>
<p>①全国の地方公共団体や民間事業者等が食品アクセス問題の解決に向けた取組に役立てられるよう、食品アクセス問題への取組方法や支援施策、先進事例、調査結果等の情報等を発信すべく食品アクセスポータルサイトを運営。各省の関連施策や、地方公共団体の取組などを掲載している。 ②平成23年度より、毎年全国の市町村を対象にアンケートを実施。食料品の購入に困難を感じている住民への対策に関するアンケート調査を実施し、各地方自治体等の抱える課題や対策の状況を把握し、今後の施策の参考として活用。①のサイトに結果を掲載。</p>					<p>◎ ①食品アクセスポータルサイトの運営 ②食品アクセス全国市町村アンケートの実施</p>	<p>ポータルサイト https://www.maff.go.jp/i/s/hokusan/eat/svoku_akusesu.html</p>	<p>農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課</p>	<p>03-3502-5741 kaimono_konnan@maff.go.jp</p>
<p>中山間地域等において、基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を支援。</p>	<p>地域運営組織 市町村</p>				<p>◎「デジ活」中山間地域</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/nousin/djigikatsu/index.html</p>	<p>農林水産省農村振興局農村計画課農村政策推進室</p>	<p>03-6744-2203 maff-noushin-djigikatsu@maff.go.jp</p>